

本学では、研究費の不正使用防止のため、以下の取組を行っておりますので、ご協力をお願いいたします。

発注・検収制度

- **発注権限の制限** 教員の発注権限は、契約総額が税込50万円未満の契約に制限されています。
(50万円以上の契約は事務局からの発注となります。また、50万以上の発注を、故意に分割することは禁止されています。)
- **事務局による検収** 教員が発注した契約は、全て事務局で検収を行いますので、必ず2F産技大事務室に納品してください。
(納品書に事務局の検査印のないものは、お支払ができません。)

また、次の行為は禁止されています(行った場合、指名停止等の措置も有り得ます。)



預け金

架空の取引により、代金を支払わせ、これを業者等が管理すること。



プール金

架空の取引により、代金を支払わせ、これを現金で返還し、研究室等で管理すること。



品名替え

本来購入できない物品の購入等を行うため、実際とは異なる書類を作成すること。

研究費の不正使用に対する通報窓口を設置しています。

通報窓口

丸の内南法律事務所 弁護士 長尾亮
TEL:03-3215-1515 mail:nagaor@jcom.zaq.ne.jp
(受付時間 平日10時から17時まで)

その他、懸念等ございましたら、まずは相談窓口までご連絡ください。

相談窓口

産業技術大学院大学事務局 庶務・会計係
TEL:03-3472-7831 mail:ml_jimu_syomu@aiit.ac.jp